

【福祉課からのお知らせ】～国民年金の学生納付特例制度について～

国民年金は、20歳以上であれば学生でも加入しなければなりません。

ただし、次に該当する方は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。

- 対象者・・・学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、専門学校、高等学校、その他各種学校等に在学する20歳以上の学生（ただし前年所得が118万円以下の方に限りです）
- 必要書類等・・・印かん・年金手帳・学生証のコピー（または在学証明書）

■手続きをせず、保険料を未納にしておく

将来、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に計算されないほか、障害基礎年金を請求することができない等、年金請求の際に不利益になりますので、支払いが困難な場合は、手続きを忘れずに行ってください。

なお、申請は年度ごと（毎年）必要で、かつ2年1か月前までさかのぼることができますので、申請をお忘れの方はこの機会にご利用ください。

■猶予された保険料は追納することで将来の年金に反映できます

猶予された保険料は、そのままにしておくとも将来の老齢基礎年金額に反映されませんが、10年以内に納めること（追納）で、年金額に反映させることができます。

■平成30年度に保険料を猶予されていた方で、新年度も在学中の方

平成31年度も引き続き在学中の方は、3月末に日本年金機構よりハガキ形式の学生納付特例申請書が送られます。同一の学校に在学中の方は、ハガキに必要な事項を記入・返送することで平成31年度の申請ができます。（学生の証明書書類不要）

※追納を希望する場合および平成31年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は、お近くの年金事務所にお問合せください。

問合せ 福祉課 福祉係（旧 町民福祉課） ☎21-2120

小樽年金事務所 国民年金課 ☎0134-23-4236

【保険課からのお知らせ】～国民健康保険・後期高齢者医療について～

国民健康保険証の手続きをお知らせします

就職や進学または定年退職など、生活に大きな変化がある時期です。それにもなると国民健康保険の各種手続きが必要となる場合がありますのでお知らせします。

国民健康保険を『脱退』する手続きが必要な場合	国民健康保険に『加入』する手続きが必要な場合
就職して新しく会社の健康保険に加入したとき	退職して職場の健康保険を任意継続しないとき
町外に転出するとき	転入された方で、前市町村でも国民健康保険に加入していた方
生活保護が開始したとき	出生したとき（親が国民健康保険に加入している）
死亡したとき	

※結婚して氏名が変更になる場合や、町内で住所が変わる場合も、変更の届出が必要となります。

進学して町外へ転出する方へ

国民健康保険は、本来お住まいの市町村で加入いただくものですが、進学により町外へ転出する場合は、引き続き家族と一緒に余市町の国民健康保険に加入することができます。該当の方は次の書類を役場まで持参してください。

必要とする書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 学生証または在学証明書（合格通知は使用できませんのでご注意ください） ● 印かん（スタンプ印は不可） ● 国民健康保険証
---------	--

※保険証の交付を受けるのは、学生の期間に限ります。事情により学生の身分に異動があるときは必ずお知らせください。また、引き続き在学していることを確認するため、保険証の有効期間は1年ごととしていますので、毎年4月に更新手続きをお願いします。卒業時も脱退の手続きが必要です。

国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を年金から天引きされている方へ

4月からは平成31年度分として保険税（料）が仮徴収されます。4月・6月・8月に徴収される保険税（料）は平成31年2月徴収額と同額となります。7月に確定した年間の保険税（料）を通知します。

4月から初めて年金から天引きになる方には、お知らせの通知をお送りします。

なお、年金天引きをしている方で、納付方法を口座振替に変更したいという方はお申出ください。口座振替に変更した上で、年8回での納付となります。年金天引きから納付書納付への変更はできませんのでご了承ください。

年金天引きによる納付	口座振替による納付
年金支給月（年6回）に自動的に年金から天引きとなります	各納期限の日（7月から2月まで）に指定された金融機関口座より振替となります

問合せ 保険課 医療係（旧 保健課） ☎21-2121